

バイオマス地域利活用交付金実施要綱

制定 平成23年4月1日付け22環第311号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

バイオマスの利活用については、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定。以下「総合戦略」という。）等に基づき、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられているところであり、農山漁村の6次産業化に資する取組として期待されている。一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、多様な展開が期待される場所である。

このような背景を踏まえ、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援する。

また、総合戦略において示された国産のバイオマス由来輸送用燃料（以下「バイオ燃料」という。）の利用促進を図るため、具体的な道筋を示す必要があるが、我が国においては小規模な実証試験の段階にとどまっており、実用化に向けたモデルを示すことが第一の課題となっている。

このため、農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農山漁村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的とし、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオディーゼル燃料（主に食廃油、菜種油等の植物油等をメチルエステル化等の化学処理をして製造される燃料をいう。）を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を支援するとともに、バイオディーゼル燃料を対象とした取組のうち、耕作放棄地を有効活用した菜種等油糧作物の栽培試験についても支援する。

第2 事業の内容等

1 バイオマス地域利活用交付金

(1) バイオマス地域利活用交付金（以下「本交付金」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、バイオマスの利活用の推進を図るための必要な経費に充当するものとする。

- (2) バイオマスの利活用の推進を図るための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体等、採択要件及び交付率は別表1に掲げるとおりとする。
また、目標の達成に必要な場合には、事業メニューとして、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする。
- (3) 本交付金については、単年度に完了することを原則とする。ただし、事業計画の内容等から、実施期間を複数年度とすることが適当な場合については、この限りではない。
- (4) 本交付金の内容等の詳細は別紙1のとおりとする。
- 2 バイオディーゼル燃料事業及び耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業
- (1) バイオディーゼル燃料事業及び耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業（以下「本事業」という。）の種類及び内容、事業実施主体、採択要件並びに交付率は、別表2に掲げるとおりとする。
- (2) 本事業は、第1の趣旨を踏まえ、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な目標を設定するものとする。
- (3) 本事業の内容等の詳細は別紙2のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 バイオマスの環づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16環第299号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業、地域バイオマス利活用交付金実施要綱に基づき実施された事業、及びバイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号事務次官依命通知）に基づき実施されたバイオディーゼル燃料事業又は耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業の平成23年度以降に行う事業の評価等については、本要綱により実施するものとする。
- 4 地域バイオマス利活用交付金実施要綱に基づき平成22年度以前に採択された事業、及びバイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱に基づき平成22年度以前に採択されたバイオディーゼル燃料事業又は耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業のうち平成23年度以降も継続して実施する事業については、本要綱により実施するものとする。
- 5 ただし、バイオマスの環づくり交付金実施要綱及び地域バイオマス利活用交付金実施要綱の別表1の事業メニュー「家畜排せつ物利活用施設の整備」により実施された事業については、従前の例による。
- 6 生産環境総合対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10202号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い廃止された農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知）により、地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業を実施し、平成23年度も継続して事業実施を予定している地区については、耕作放棄地活用型バイオ

ディーゼル燃料事業の継続地区とみなすものとする。

- 7 附則6により実施する地区に係る事業実施期間については、平成21年度に事業を開始した地区は平成23年度までとする。
- 8 附則6により実施する地区に係る事業実施手続及び事業の評価等については、要綱別紙2の第2及び第5の規定によらず農林水産省生産局長が別に定めるところによるものとする。
- 9 要綱別表2の2の耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業の事業の種類及び内容については、附則6により実施する地区は(2)及び(3)のみを行うものとし、これ以外の地区は(1)、(2)並びに(3)の①及び②を行うものとする。
- 10 附則6により実施する地区については、要綱別表2の2の耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業の採択要件の2の要件を「事業実施計画中に定める菜種栽培面積の目標数値の達成が見込まれること。」に、同事業の交付率の(3)の率については「定額」に、それぞれ読み替えるものとする。
- 11 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱の最終改正後の要綱別表の2及び3の事業について、同要綱第4の4の(2)に基づき地方農政局長に提出された平成23年度事業実施計画については、本要綱の制定に伴い、本要綱別紙2の第2の4の(2)に基づき提出されたものと見なす。

(別紙 1)

バイオマス地域利活用交付金

第 1 目標及び個別成果指標の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表 1 の目標の欄の目標ごとに、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な目標を設定する。

また、別に定める事業については、事業実施主体は事業メニューごとに具体的な個別成果指標を設けるものとする。

第 2 実施等の手続

1 事業実施計画の作成

(1) 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）を除く事業実施主体は、事業実施計画を作成し、市町村長（事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、原則として主たる市町村長とする。以下同じ。）に提出するものとする。

ただし、都道府県の区域等を対象とする広域的な事業を行う場合にあつては、当該事業実施主体は、事業実施計画を都道府県知事に提出できるものとする。

(2) 市町村長は、(1) に基づき提出された事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあつては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) のただし書きの規定により提出された事業実施計画及び(2) の規定により提出された事業実施計画及び市町村事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に提出し、協議するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあつては、自らの事業実施計画と併せて都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。地方農政局長は、協議を受けた場合には、目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性について審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、別に定める事業でバイオマスタウン構想が公表されている市町村又は別に定める市町村にあつては、事業実施主体から事業実施計画が提出された場合は、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を經由せず地方農政局長に提出し、協議することができるものとする。

また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議することができるものとする。

この場合にあっては、当該市町村は、都道府県知事に事業実施計画及び市町村事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画及び市町村事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。

- (5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、市町村は、事業実施主体から事業実施計画が提出された場合は、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。また、自らが事業実施主体となる場合にあっては、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出し、協議するものとする。

この場合にあっては、当該市町村は、都道府県知事に事業実施計画及び市町村事業実施計画の写しを提出するものとする。また、地方農政局長は、都道府県知事から事業実施計画及び市町村事業実施計画に関する意見を聴取し、都道府県知事に必要な協力を求めることができるものとする。

- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、別に定める場合にあっては、市町村を除く事業実施主体は、市町村長に事業実施計画を提出するものとする。
- (7) (6) の規定により事業実施計画の提出を受けた市町村長は、提出された事業実施計画について、その内容を審査し、必要な指導及び調整を行うとともに、別に定めるところにより、市町村事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。
- (8) (1) から (5) までの規定にかかわらず、別に定める場合において自らが事業実施主体となる市町村は、自らの事業実施計画と併せて市町村事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、協議するものとする。
- (9) 地方農政局長は、(4)、(5)、(7) 又は (8) の規定により提出された事業実施計画について、その目標の妥当性、その達成の可能性及び地域提案型事業の適切性について審査し、必要な指導及び調整を行うものとする。
- (10) 都道府県以外の者が事業実施主体である場合であって、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体は事業実施計画の提出に当たり、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
- (11) 事業実施地区の範囲が複数の都道府県に及ぶ場合には、事業実施主体は事業実施計画の提出に当たり、主たる都道府県以外の関係する都道府県知事に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

2 事業実施計画の変更

本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。ただし、

次に定める場合にあつては、1の手続に準じて事業実施計画の変更について地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 目標又は個別成果指標を追加又は削除、変更する場合
- (2) 事業実施主体を変更する場合
- (3) 事業を中止又は廃止する場合

なお、地域提案型事業に関する変更（(1)から(3)の場合を除く。）については、1の手続に準じて報告するものとする。

第3 推進指導等

1 都道府県段階

都道府県知事は、事業の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、都道府県の関係部局と連携を図るとともに関係機関の密接な連携による推進指導體制の整備を図り、市町村、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、事業実施についての技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を講ずるものとする。

また、地域の実態に即し、かつ、農業者等の自主性と創意工夫を活かした事業の効果的な推進が図られるよう、必要に応じて事業の関係者以外の者の意見を聴取するとともに、事業効果を評価するための推進指導體制を整備するものとする。

2 市町村段階

市町村長は、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携を図り、事業の実施についての技術的な助言、指導その他所要の援助措置を講ずるものとする。

3 農業団体等

農業団体等は、中央及び地方を通じて相互に連絡協調を図りつつ、関係行政機関の指導の下に、推進指導を行うものとする。

第4 国の助成措置

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を別に定めるところにより交付するものとする。

2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした取組を支援する方法により交付するよう努めるものとする。

第5 事業の評価等

1 事業実施状況等の報告等

(1) 都道府県及び市町村を除く事業実施主体は、第2の1(1)に定めるところにより事業を実施する場合は、事業の実施状況を別に定めるところにより、市町村長又は都道府県知事に報告するものとする。

(2) 市町村長は、(1)の報告を受けた場合は、事業実施後に目標等が達成される見込みであること及び施工の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、事業の実施状況を別に定めるところにより都道府県知事に報告するものとする。また、第2

の1(2)に定めるところにより自らが事業実施主体となる場合は、事業の実施状況を別に定めるところにより、都道府県知事に報告するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)又は(2)の報告を受けた場合及び自らが事業実施主体である場合は、事業実施後に目標等が達成される見込みであること及び施工の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、事業の実施状況を別に定めるところにより地方農政局長に報告するものとする。

(4) 第2の1(4)、(5)又は(6)の規定により事業実施計画を市町村長に提出した市町村以外の事業実施主体(以下「市町村直接交付対象事業者」という。)は、別に定めるところにより、事業の実施状況を市町村長に報告するものとする。

(5) 第2の1(4)、(5)、(7)又は(8)の規定により事業実施計画及び市町村事業実施計画を地方農政局長に提出した市町村長(以下「直接交付市町村長」という。)は、(4)の報告を受けた場合及び自らが事業実施主体である場合は、事業の進捗状況を確認した上で、各年度ごとに、別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長に報告するものとする。

(6) 別表1の事業メニュー欄の1(2)の事業については、事業実施主体は事業完了後の3年間について、毎年度、取組状況を別に定めることにより、第2の1の手続きに準じて、地方農政局長に報告するものとする。また、別表1の事業メニュー欄の2の事業については、事業実施主体は運用開始後の5年間について、毎年度、運営管理状況を別に定めるところにより、第2の1の手続きに準じて、地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の評価等

(1) 事後評価

目標の達成状況等を別に定めるところにより、次に掲げる方法で事後評価を行うものとする。

ア 都道府県知事以外の事業実施主体は、第2の1(1)及び(2)に定めるところにより事業を実施する場合は、別に定めるところにより、目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を第2の1の手続きに準じて都道府県知事に報告するものとする。

イ 都道府県知事は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、別に定めるところによりその内容を点検評価し、その結果を自らが事業実施主体となる事業の評価と併せて地方農政局長に報告するものとする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、市町村直接交付対象事業者は、別に定めるところにより、評価結果を市町村長へ報告するものとする。

エ 直接交付市町村長は、別に定めるところにより、ウの報告の内容を点検・評価し、その結果を自らが事業実施主体又は計画主体となる事業の評価と併せて地方農政局長へ報告するものとする。

オ 地方農政局長は、都道府県知事又は市町村長からの報告を受けた場合には、内容を点検し、実施状況の報告と併せ、目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事又は市町村長を指導するものとする。

なお、別に定めるところにより、当該評価結果を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

カ 地方農政局長は、事業の評価に必要なその他の事項について、都道府県知事、市町村長及び事業実施主体に対して報告を求めることができる。

キ 事業評価を行った地方農政局長は、その結果を公表するものとする。

(2) 改善計画

ア (1)の事後評価の結果、目標及び個別成果指標が達成されていない事業実施主体及び計画主体は、その要因及び達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、(1)の手續に準じて提出するものとする。

イ 改善計画の提出を受けた都道府県知事は、自らの所見を付して地方農政局長に提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

ウ 市町村直接交付対象事業者から改善計画の提出を受けた市町村長は、自らの所見を付した改善計画を地方農政局長に提出するとともに、当該事業実施主体に対して目標及び個別成果指標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

エ 改善計画の提出を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれない事業実施主体及び改善計画を提出した都道府県知事又は市町村長に対して目標達成に向けた指導等の措置を講ずるものとする。

(3) 本交付金の適正な執行の確保

国は、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度以降の適正な事業の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

3 目標の達成が困難な場合の措置

(1) 地方農政局長は、事業実施期間内において、事業の目標の達成が困難であると認めた場合にあつては、計画の見直し又は中止を命じることができる。

(2) 2の結果、都道府県知事、市町村長若しくはその他の事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、目標が達成されていないと地方農政局長が認める場合には、第三者である学識経験者等の意見を聞いた上で、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

その場合、大臣は、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第6 委任

この実施要綱に定めるもののほか、本交付金の実施に必要な事項は、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長が別に定めるものとする。

(別紙2)

バイオディーゼル燃料事業及び耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業

第1 事業実施期間

- 1 別表2の事業内容のうち、1の(1)及び2の(1)については事業開始年度中に終了することを原則とする。ただし、事業計画の内容等から、事業実施期間を複数年度とすることが適当であると認められる場合においては、この限りではない。

第2 事業実施手続

1 地域協議会

本事業を実施しようとする者は、別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。

2 地域計画

- (1) 地域協議会は、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な事業目標を設定した地域計画を作成し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長(以下「環境バイオマス政策課長」という。)に提出するものとする。ただし、別表2の2の事業にあつては、地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局長(北海道にあつては大臣官房環境バイオマス政策課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)を経由して環境バイオマス政策課長に提出するものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により提出された地域計画を審査の上、別表2の採択要件に適合し、かつ、本事業を実施させることが適当であると認められるときは、当該地域計画を承認してその旨を別表2の1の事業にあつては、地域協議会に、2の事業にあつては、地方農政局長を経由して地域協議会に通知するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長は、(2)の承認に当たっては、学識経験者等の意見を聴取するとともに、関係部局の長に協議するものとする。

3 地域計画の変更

- (1) 地域協議会は、別に定めるところにより、地域計画の重要な部分の変更を行おうとする場合には、地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)の承認に当たっては、原則として学識経験者等の意見を聴取するとともに、関係部局の長に協議するものとする。

4 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長により承認された地域計画に基づき本事業を実施しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、地域計画の達成のため、別に定めるところにより、毎年度の

事業実施内容等を定めた事業実施計画を作成し、地域協議会を經由して地方農政局長に提出しなければならない。

- (3) 地方農政局長は、(2)により提出された事業実施計画を審査し、必要に応じて指導及び調整を行った上で、事業実施計画を承認した場合は、地域協議会を經由して事業実施主体に通知するものとする。

5 事業実施計画の変更

補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けた事業実施主体は、目標の達成に資する場合には、補助金等の額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。ただし、別に定める場合にあっては、地域協議会を經由して地方農政局長に申請し、その承認を受けなければならない。

第3 事業の実施方針

- 1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の適正な執行に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、可能な限り安価な原料の調達に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、石油価格変動等の外部要因に対して、自ら適切に対処するよう努めるものとする。

第4 助成

国は、予算の範囲内で、本事業を実施するため必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第5 事業の評価等

1 事業の評価

- (1) 地域協議会は、毎年度、事業の進ちよく状況、事業終了時に目標が達成される見込み、原料の調達価格等について自ら評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の報告があったときは、事業の進ちよく状況等を確認した上で、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長は、(2)の報告があったときは、学識経験者等の意見を聴取しつつ、事業の進ちよく状況等の検証を行うこととし、必要に応じて地域協議会に対する指導等の措置を講ずるものとする。

2 改善措置

- (1) 地域協議会は、1の評価の結果、事業終了時に目標を達成することが困難であると判断する場合には、その要因及び目標の達成に向けた方策等を検討し、地方農政局長を經由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)の報告があったときは、目標の達成に向けて、地域協議会に対する指導等の措置を講ずるものとする。

3 適正な執行の確保

国は、1の評価の結果を、次年度以降の適正な事業の執行及び補助金等の配分に反映させるものとする。

4 目標の達成が困難な場合の措置

- (1) 環境バイオマス政策課長は、事業実施期間内において、2の措置を講じてもなお目標の達成が困難であると認められる場合には、計画の見直し又は事業の中止を命じることができる。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、事業実施主体の故意又は重大な過失により、目標が達成されていないと認められる場合には、学識経験者等の意見を聴取した上で、事業実施計画の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合、環境バイオマス政策課長は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

5 事業終了後の報告

地域協議会は、本事業が終了した年度の翌年度以降、5か年度にわたり、毎年度、本事業の成果によるバイオ燃料の製造等の状況を、別に定めるところにより、地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

第6 推進指導

国は、事業の円滑な推進を図るため、農林水産省本省及び地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局（北海道にあつては大臣官房環境バイオマス政策課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）における推進指導體制を整備するとともに、地域協議会の属する都道府県、関係市町村、農業者団体、実需者団体その他関係機関と密接な連携を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

第7 その他

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、別に定めるところによる。

要綱別表 1 (要綱第 2 の 1 の (2) 関係)

目的	目標	事業メニュー	事業実施主体等	採択要件	交付率
バイオマスの利活用の推進	バイオマスタウン構想へのステップアップ年度	<p>1 バイオマスの利活用の推進 (1) バイオマスタウン構想の策定支援 バイオマス資源の総合的利活用を推進するためのバイオマスタウン構想策定に必要な事業の実施</p>	市町村	<p>1 バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に策定されると見込まれること。 2 バイオマスタウン構想に目標、効果等が明記されると見込まれること。</p>	定額 (1 / 2 以内)
	バイオマスタウン構想の実現・実践状況	<p>(2) プラットフォームづくり支援 ア バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築支援 バイオマスタウン構想に沿って市町村が主体的にバイオマスの利活用促進に取り組む場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるのに必要な事業の実施 イ バイオ燃料の品質分析等への支援 バイオマスタウン構想に沿って行われるバイオ燃料製造の取組において、品質を確保するために必要となる事業の実施 ウ 生産製造連携事業計画の作成等への支援 農林漁業有機資源のバイオ燃料の原材料としての利用の</p>	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第 3 セクター (地方公共団体が一部を出資している一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ)、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO 法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人、地域協議会	<p>1 バイオマスタウン構想が公表されていること 2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。 3 農業等の振興が図られる事業内容であること。</p>	定額 (1 / 2 以内)

<p>バイオマスタウン構想の実現・実践状況（検討成果の整理・公表）</p>	<p>促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）に基づく生産製造連携事業計画の作成等に必要事業の実施</p> <p>エ バイオマスの利活用高度化検討地域による自立的・継続的なバイオマスの利活用を進めるために必要となる全国基準等の整備に向けて実証的検討を実施</p>	<p>都道府県、市町村</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 バイオマスタウン構想が公表されていること。 2 バイオマスタウン構想にバイオマス利活用の目標、効果等が明記されていること。 3 検討に活用できるバイオマス施設を有していることまたは農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画の策定を行うこと。 	<p>定額</p>
<p>施設において利用されるバイオマスの量と変換後の成果物の量</p>	<p>2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備</p> <p>(1) 地域モデルの実証 事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等（これらの附帯施設を含む。）を一体的に整備することにより、地域における効果的なバイオマス利活用を図る</p> <p>ア 地域住民参加型</p>	<p>計画主体： 市町村</p> <p>事業実施主体： 市町村、公社、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。 2 地域で発生し、利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合（廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上）に相当するバイオマス量の利活用が図られ、もって農業等の振興が図られること。 	<p>定額 （1／2以内（沖縄県は2／3以内、民間事業者は1／3以内（別に示す施設については1／2以内）、リース事業者は共同で事業を実施するバイオマス利活用事業者の交付率による）</p>

		<p>イ 民間活力導入型</p>	<p>関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 5 項の選定事業者 (以下「PFI 事業者」という。)、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している民間事業者が参加する共同事業体、第 3 セクター又はこれらの主体 (以下「バイオマス利活用事業者」という。) と共同で事業を実施するリース事業者 (本交付金の対象施設を整備し、その施設の賃貸を行う事業者をいう。以下同じ。)</p> <p>計画主体： 市町村</p> <p>事業実施主体： 事業協同組合、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者又はバイオマス利活用事業者と共同で事業を実施するリース事業者</p>		
<p>施設における計画値 (処理能力と発電 (生産) 能力)</p>	<p>(2) 新技術等の実証事業計画に定める対象区域のバイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要な新技術等を活用</p>		<p>1 バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること。</p>		<p>定額 (1 / 2 以内 (沖縄県は 2 / 3 以内、民間事</p>

	<p>したバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等(これらの附帯施設を含む。)をモデル的に整備する</p> <p>ア 地域住民参加型</p> <p>イ 民間活力導入型</p>	<p>計画主体： 都道府県 市町村</p> <p>事業実施主体： 都道府県、市町村、公社、PFI事業者、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している民間事業者が参加する共同事業体、第3セクター又はバイオマス利活用事業者と共同で事業を実施するリース事業者</p> <p>計画主体： 都道府県 市町村</p> <p>事業実施主体： 事業協同組合、消費生活協同組合、農林漁業者の組織する団体、民間事業者又はバイオマス利活用事業者と共同で事業を実施するリース事業者</p>	<p>2 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備するものであって、もって農業等の振興が図られること。</p>	<p>業者は1/3以内(別示施設については1/2以内)、リース事業者は共同で事業を実施するバイオマス利活用事業者の交付率による)</p>
--	--	---	--	--

要綱別表2（要綱第2の2の（1）関係）

事業の種類及び内容	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 バイオディーゼル燃料事業 (1) 施設整備 事業目標の達成に必要な次に掲げる施設の整備を行う。 ① バイオディーゼル燃料製造施設 ② バイオ燃料混合施設 ③ バイオ燃料供給施設 ④ その他一体的に必要な施設 (2) 地域協議会の運営</p>	<p>民間企業 農林漁業者の組織する団体 公社 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合 地域協議会 環境バイオマス政策課長が適当と認める者</p>	<p>次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。 1 原則として、農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオマス輸送用燃料の実用化の可能性を示す取組であること。 2 事業実施主体としての適格性があること。 3 業務内容及び実施方法が妥当であること。 4 関係法令の許認可の解決が見込まれること。</p>	<p>(1) 定額(1/2以内) (2) 定額</p>
<p>2 耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業 (1) 施設整備 事業目標の達成に必要な次に掲げる施設の整備を行う。 ① バイオディーゼル燃料製造施設 ② バイオ燃料混合施設 ③ バイオ燃料供給施設 ④ その他一体的に必要な施設 (2) 地域協議会の運営 (3) 調査・実証 ① 食用油糧作物の、地域に適した品種選定及び栽培方法確立のための栽培試験 ② バイオディーゼル燃料品質検査 ③ 農業機械に適したバイオディーゼル燃料の製造技術及び品質確保、農業機械におけるバイオディーゼル燃料の長期安定利用技術及び農業機械の省エネルギー利用技術に係る調査及び実証</p>	<p>民間事業者 農林漁業者の組織する団体 公社 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合 地域協議会 環境バイオマス政策課長が適当と認める者</p>	<p>次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。 1 原則として、農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオマス輸送用燃料の実用化の可能性を示す取組であること。 2 事業の最終年度までに耕作放棄地で食用油脂の原料となる油糧作物を1.0ha以上栽培し、収穫した油糧作物を製品化、販売することが可能な取り組みであること。 3 事業実施主体としての適格性があること。 4 業務内容及び実施方法が妥当であること。 5 関係法令の許認可の解決が見込まれること。</p>	<p>(1) 定額(1/2以内) (2) 定額 (3) 定額（①にあつては10千円/10aで、500千円を上限とする。）</p>